

ショートステイ
いきいき ASOKO

当施設は介護保険の指定を受けています。
(秋田県指定 第0570522631)

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 中 央 会

(介護予防) 短期入所生活介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 : 0184-23-1187 (午前9:00~午後5:00)

担 当 : 生活相談員 佐々木 孝大

* ご不明な点は何でもおたずね下さい。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ショートステイ いきいきASOKO
所在地	秋田県由利本荘市大鍬町160番地1
指定番号	0570522631
サービス提供地域	由利本荘市・にかほ市の全域

* その他の地域にお住まいの方もご相談下さい。

(2) 設備概要

定 員		21名		
居室	個 室	5室	トイレ	7 室
	4人部屋	4室	診療室	1 室
			洗濯室	1 室
浴 室		一般浴室	機能訓練室	1 室

(3) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容
管 理 者	社会福祉士	1名		管理監督
医 師	協力病院にて対応			健康管理
生 活 相 談 員	社会福祉主事	1名		相談援助
栄 養 士	特別養護老人ホーム「萬生苑」の管理栄養士が対応			栄養管理

機能訓練指導員		1名		訓練指導
看護職員	看護師	1名以上		健康管理
介護職員	介護福祉士等	6名以上		介護業務

※ 看護職員は、夜間待機態勢をとり緊急時に対応します。(24時間体制)

3. サービス内容

(1) 介護計画の作成

介護支援専門員の作成した「居宅サービス計画」に沿って、担当者間で協議し「(介護予防)短期入所生活介護計画」を作成し、利用者および家族に説明し同意をいただきます。

(2) 食 事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況や嗜好、季節感等を配慮しそれぞれ病態に応じた食事を提供します。

食事時間

朝 食	7:30~ 8:30	行事食	月1回
昼 食	12:00~13:00	出前昼食	年3回程度
夕 食	18:00~19:00	おやつ	1日1回

以上のほか、湯茶等のサービスがあります。食事の際は原則として食堂をご利用いただきます。

(3) 入 浴

原則として、週2回以上入浴していただきます。

ただし、利用者の状態に応じて、清拭等になる場合があります。

(4) 介 護

(介護予防)短期入所生活介護計画に沿って下記の介護を行います。

利用者の状況に応じ、着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、居室の清掃、施設内での移動の付添い、レクリエーション等。

(5) 機能訓練

(介護予防)短期入所生活介護計画に沿って、機能訓練を生活ケアの中で行います。

(6) 生活・介護相談

担当がおりますのでお気軽にご相談下さい。

(7) 健康管理

入所時に健康チェックするほか、必要に応じて協力医療機関等で受診することができます。通院に伴う送迎も行っております。

(8) 特別食の提供

医療上必要な場合等のため特別食を用意しております。詳しくは職員におたずね下さい。料金は別途かかる場合があります。

4. 利用料（料金の単価は下記のとおりです）

(1) 基本料金（個室）

介護度	一日当たりの利用料金 (介護給付費)	介護保険適用時の 1日当たりの自己負担額
要支援 1	4,790円	479円
要支援 2	5,960円	596円
要介護度 1	6,450円	645円
要介護度 2	7,150円	715円
要介護度 3	7,870円	787円
要介護度 4	8,560円	856円
要介護度 5	9,260円	926円

(多床室)

介護度	一日当たりの利用料金 (介護給付費)	介護保険適用時の 1日当たりの自己負担額
要支援 1	4,790円	479円
要支援 2	5,960円	596円
要介護度 1	6,450円	645円
要介護度 2	7,150円	715円
要介護度 3	7,870円	787円
要介護度 4	8,560円	856円
要介護度 5	9,260円	926円

- * 自己負担額は、負担割合証に記載されている介護給付費のそれぞれ1割・2割・3割です。
- * 償還払いの場合には、一旦、介護給付額全額をお支払いいただき、その後領収書を添付して保険者に請求されますと原則的には負担割合に応じた還付が得られます。

(2) サービス提供体制強化加算 (I)

一日当たり 22円

(3) 送迎費

片道 184円

(4) 介護職員等処遇改善加算 (I) (14.0%)

【1ヶ月利用日数の所定単位(合計額)×140/1000】

(5) 食事の提供に要する費用(第4段階) 1,445円

(朝食 340円、 昼食 570円、 夕食 535円)

(6) 滞在費（第4段階）

個室 1日当たり 1,231円

多床室 1日当たり 915円

(7) 散髪代

月に1～2回、理髪業者が来ております。

(8) その他

利用料自己負担分、食費・滞在費については、所得に応じた減免措置や保険者独自の減免制度があります。

5. (介護予防) 短期入所生活介護ご利用の中止・変更・追加

(1) 利用開始予定日以前の中止

入所前に契約者のご都合でサービスを中止又は変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合、利用予定の2日前までにご連絡下さい。

(2) サービスの提供が出来ない場合

サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用の可能な期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

6. 利用料の支払方法

(1) 当事業所窓口で現金で支払う方法

(2) 銀行に振り込む方法

振込先 秋田銀行 本荘東支店 普通 1040860

名義人 ショートステイ いきいきASOKO

管理者 高野 正 則

7. 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場でサービスの提供に努めます。介護計画に基づきサービス提供に努め、利用者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるようお手伝いいたします。

また、地域や家族との結びつきを重視し、密接な連携をはかり精神的安定感のある総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

① 面会時間

特に制限は設けておりません。ただし、早朝深夜等他の利用者の迷惑となる時間帯はご遠慮下さい。

② 飲酒、喫煙

お身体に影響のない範囲でお楽しみ下さい。喫煙する場所が限定されておりますのでご了承下さい。居室での飲酒・喫煙はご遠慮いただきます。

③ 金銭、貴重品の管理

担当者にご相談下さい。

④ 設備、器具の利用

テレビ、ラジオ、カセットデッキ等の持ち込みは事前にご相談下さい。

⑤ 宗教活動

特に制限はありません。信仰は自由です。ただし、共同生活に支障のない範囲とさせていただきます。また、施設内においての布教活動は原則として禁止させていただきます。

⑥ 衣類の洗濯

施設で実施いたします。短期間のご利用の場合、洗濯できないものもありますので、ご了承下さい。セーター等のウール製品・ドライクリーニングは、クリーニング店をご利用いただいております。

⑦ ペット

持ち込みはできません。

⑧ 食べ物の持ち込み

健康上の理由により、職員にお尋ね下さい。

9. 緊急時における対応方法

事業所は、(介護予防)短期入所生活介護提供中に利用者の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じると共に、ご家族の方へその旨の報告を致します。

10. 事故発生時の対応

指定介護老人福祉施設サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合は、「事故発生時対応マニュアル」に沿って必要な処置を講ずるほか、速やかに家族の方、保険者に連絡します。

11. 非常災害対策

地震及び火災等の緊急時らに備えるため、消防計画に基づき自衛消防隊を編成します。

12. 感染症や災害に際する対応力の強化

感染症や非常災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、従業員に対して研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

13. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通じて従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成

し、従業員教育を行います。

14. 主治医意見書

サービスの利用に当たり、必要な場合は主治医の意見書を提出していただきます。意見書は、現病名・服用している薬品名・感染症の有無についてご記入していただきます。意見書の有効期間は特に体調の激しい変更がない限り6ヶ月間といたします。

15. サービス内容に関する相談・苦情

サービスに関する相談・要望・苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

(1) 事業所における苦情の受付

担当：管理者 高野 正則 生活相談員 佐々木 孝大

電話：0184-23-1187 FAX：0184-23-8711

受付：9：00～17：00

(2) 市町村の苦情受付窓口

由利本荘市役所 健康福祉部 長寿生きがい課

秋田県由利本荘市尾崎17番地

電話：0184-24-6323

にかほ市福祉事務所 長寿支援課

秋田県にかほ市平沢字鳥ノ子淵21

電話：0184-32-3042

(3) 県の苦情受付窓口

秋田県国民健康保険団体連合会

秋田県秋田市山王4丁目2-3 秋田県市町村会館4階

電話：018-883-1550

(4) 第三者委員

・佐藤 治円 0184-22-5760

・武田 千代 0184-22-3386

・黒坂 周 018-832-7324

16. 当事業所の概要

法人名称	社会福祉法人 中央会
代表者	理事長 藤井 蘭子
法人本部所在地	〒015-0041 秋田県由利本荘市薬師堂字一番堰38番地1
電話番号	0184-24-3711
FAX番号	0184-22-3780
法人設立	昭和53年 3月25日

(介護予防)短期入所生活介護の提供開始に当たり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地：〒015-0864

秋田県由利本荘市大楯町160番地1

名称：社会福祉法人 中央会

ショートステイ いきいきASOKO

説明者：氏名 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から(介護予防)短期入所生活介護について重要事項の説明を受け、受領いたしました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印